

# 障害者ガイドボランティアの 利用方法



(利用者・ボランティア用)



- ★ 利用者（ガイドボランティアの支援を受ける方）やガイドボランティア（外出支援ボランティア活動をする方）は、必ずこの「利用方法」を確認して、対象範囲や利用方法等を理解したうえで、適正に利用・活動してください。

「横浜市ガイドボランティア事業」とは、  
重度の視覚障害や全身性障害、又は知的障害、精神障害のある方が  
外出するときに、必要となる付き添い（ガイド）を  
ボランティアが行う事業です。

※一定の要件を満たすガイド活動を行った場合、事務取扱団体を通じて  
ガイドボランティアに奨励金が支払われます。

事務取扱団体 ①横浜市身体障害者団体連合会  
『横浜市視覚障害者福祉協会』  
『横浜市車椅子の会』  
②横浜移動サービス協議会  
③鶴の仲間  
④移動サービスアクセス  
横浜市担当 健康福祉局障害福祉課

## ● 目 次 ●

はじめに	P.1
事務取扱団体について	P.1
利用者登録	P.2
ガイドボランティア登録	P.3
ガイドボランティアへの奨励金	P.3
利用できる外出の範囲と利用回数	P.4
ガイドボランティア利用・活動における注意事項	P.6
ガイドボランティア利用者証	P.7
利用者証の記入方法	P.8
ガイド終了後～奨励金の支払いまで	P.10
ガイドボランティア実施報告書の記入方法	P.12
障害者ガイドボランティア事業に係る Q&A	P.14

## はじめに（障害者ガイドボランティア事業による支援開始までの流れ）

### 【利用者】

- ① 利用者登録（事務取扱団体いずれか1か所）
- ② ガイドボランティアが  
 決まっている→ その方もガイドボランティア登録をしてください  
 決まっていない→事務取扱団体に相談してください（団体側でも、ボランティアを探し支援をしてくれます）
- ③ ガイドボランティアが決まったら、ガイドの日時などは直接やり取りができます

### 【ガイドボランティア】

- ① ガイドボランティア登録（事務取扱団体いずれか1か所）  
 ※支援する利用者が決まっている場合は、同時に利用者登録してください
- ② 支援を希望する利用者がある場合、事務取扱団体から相談させていただきます
- ③ 利用者が決まったら、ガイドの日時などは直接やり取りができます

## 事務取扱団体について

障害者ガイドボランティア事業の事務取扱団体は、以下のとおりです。  
 利用者・ガイドボランティアとも、いずれかの団体1か所に登録してください。

事務取扱団体		対象地域	電話番号	FAX 番号
横浜市身体障害者 団体連合会 (浜身連)	身体障害者の 当事者団体	市全域	475-2060	475-2064
			住所:横浜市港北区鳥山町 1752 番地 障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階	
横浜移動サービス 協議会	移動に関する 支援を実施 している NPO 法人	市全域	212-2863	212-2864
			住所:横浜市中区住吉町 2-26 洋服会館3階 よこはま市民共同オフィス内	
鶴の仲間	支援を実施 している NPO 法人	鶴見区中心	582-7611	582-7611
		住所:横浜市鶴見区東寺尾六丁目 36 番3号		
移動サービス アクセス	支援を実施 している NPO 法人	青葉区中心	972-0747	972-0810
		住所:横浜市青葉区大場町 241 番地5		

## 利用者登録

利用者登録ができる方は以下のとおりです。

- ・ガイドボランティア事業の制度を理解し、必要な手続き等が行える方
- ・法令等を遵守し、適正な利用ができる方
- ・ガイド中にかかる交通費等の実費について、ボランティア分の負担が可能な方

また、対象者要件等を満たしていることが必要です。

利用者登録は、ガイドボランティア事業事務取扱団体が定める「利用者登録申請書」を使って行います。登録が完了すると、利用者に『利用者証』が交付されます。

次の年度も継続して利用する場合は、事務取扱団体の案内に従って登録更新の手続きを行ってください。手続きが完了すると、新しい『利用者証』が交付されます。

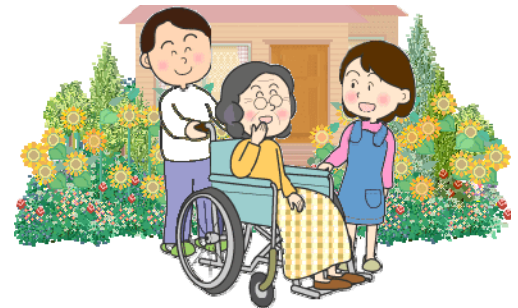
### ●対象要件（横浜市在住であること・障害者手帳必須）

- 視覚障害者（児）1・2級
- 全身性障害者（児）1・2級 ※

（※ここでいう全身性障害とは、脳性まひを有し、両上肢・両下肢のいずれにも障害のある方、又は脳性まひ以外の肢体不自由者で外出時に主に車椅子を利用し、外出時の自走が困難な方をいいます。）

- 知的障害者（児）※
- 精神障害者（児）※

※ 知的・精神障害児の通学の場合は、手帳が無くても必要性が認められれば対象となります。



### ●利用者登録に必要なもの

- ① 登録申請書（事務取扱団体が定めたものを使用）
- ② 障害者手帳の写し

※知的・精神障害児の通学利用希望者で障害者手帳の交付を受けていない方は、事務取扱団体にご相談ください。

- ③ 印鑑

### ●利用者登録の期間

登録日から当年度末（3月31日）まで（毎年度、登録更新手続きが必要です。）

## ガイドボランティア登録 (横浜市在住でなくても可)

ガイドボランティアの活動を行う場合は、次の要件を満たしていることが必要です。  
ボランティア登録は、事務取扱団体が定める「ガイドボランティア登録申請書」を使って行います。

### ●ガイドボランティア登録の要件

- ・ 障害者福祉に理解及び熱意がある方
- ・ 障害者のガイドを適切に行う知識と能力を有する方
- ・ 18歳以上の方
- ・ ガイドボランティア事業の制度を理解し、必要な研修受講や報告等が行える方
- ・ 法令等を遵守し、適正な活動を実施することができる方



空いた時間を使って  
ボランティアを  
やってみたい

障害者の方の  
お手伝いがしたい



### ●ガイドボランティア登録の期間

登録日から当年度末（3月31日）まで（毎年度、登録更新手続きが必要です。）

## ガイドボランティアへの奨励金

ガイドを実施したボランティアの方へ、事務取扱団体を通して奨励金が支払われます。奨励金の金額は、外出の種類（一般利用か通学・通所利用）及び障害の種類によって異なります。

また、ガイド中にかかる交通費は、ガイドボランティアの分も利用者が負担します。

一般利用の場合、ガイドボランティア宅から利用者宅までの往復にかかる交通費は奨励金に含まれ、通学・通所利用の場合のみ、別途交通費の実費（上限あり）が支払われます。

### ●ガイドボランティア奨励金

(単位：円)

一般利用			通学・通所利用		
奨励金 1回 (4時間以内)	視覚障害	1,450	奨励金 1回 (片道)	視覚障害	500
	知的障害	1,450		知的障害	
	精神障害	1,450		精神障害	
	全身性障害	1,900		全身性障害	
交通費	上記奨励金に含む		交通費	800円/回を上限に実費支給	

※ガイド中に交通費等の実費が生じる場合には、通常の食費を除いて利用者が負担するものとします。

※通学・通所利用の場合の交通費は、ボランティアの自宅から利用者宅までと、通学・通所先からボランティア宅までの実費とします（ただし、公共交通機関を利用した場合のみ対象）。

### ●奨励金を振り込む金融機関の指定

奨励金を振り込む金融機関は、事務取扱団体で指定しています。

指定した金融機関の口座をお持ちでない場合は、本人名義の口座開設を行う必要があります（事務取扱団体が指定した金融機関の本人名義の口座以外へは振込めません）。

## 利用できる外出の範囲と利用回数

### (1) 一般利用

日常生活上の必要性や社会参加促進の観点から、利用できる外出の範囲を定めています。  
一般利用の場合、次の目的・外出先に利用できます。

#### ① 日常生活上必要不可欠な外出

- ・役所での手続き・相談など（区役所・福祉保健センター・税務署等）
- ・医療機関への通院・手続き・相談など（病院・診療所・リハビリ施設等）
- ・家計・財産・住宅に関する手続き・相談など（銀行・郵便局・不動産業者・工務店等）
- ・日常生活上必要な買物（近隣の商店・デパート・スーパー等）※趣味や余暇的な買い物を除く
- ・健康・衛生維持のための散歩・理容・美容（近隣の散歩、理容院・美容院等）

#### ② 社会参加促進のための外出

- ・冠婚葬祭、家族の学校等の行事参加（親戚の法事、友人の結婚式、子の運動会、お墓参り等）
- ・行政機関が主催・共催・後援している各種行事・研修会（市民大会、区民祭、県主催の講座等）
- ・就職活動、学校受験（ハローワーク、会社面接・大学受験等）※通勤・通学・習い事を除く
- ・身体障害者社会参加支援施設での活動（横浜ラポール・横浜あゆみ荘・ライトセンター等）
- ・情報障害を解消するための活動（図書館の対面朗読室利用等）
- ・障害者団体の活動（障害当事者団体の会議・研修等）

\*上記は全て日帰りできる範囲のみ対象となります。

\*余暇活動には利用できません。

\*ガイドボランティア事業の対象とならない外出は次のとおりです。

- ・余暇活動（文化・スポーツ活動、旅行など）
- ・通勤・勤務・営業に伴う外出、利益を目的とした外出
- ・趣味・嗜好（飲酒等）・ギャンブル等を目的とした外出
- ・障害者団体以外の団体活動（任意の団体活動等）
- ・3親等以内の親族をガイドボランティアとする外出
- ・同じ支援者による通院等介助や移動支援（ガイドヘルプ）との連続した利用

利用回数…月 12 回、年間 144 回 1回につき4時間以内、1日2回まで利用可能



## (2) 通所利用

作業所等への通所(ただし、通常の介助者等が付き添えない場合に限りです)

利用回数…**月 12 回、年間 144 回** ・利用者宅と通所先の間の片道を1回とします  
・1日2回まで利用可能

## (3) 通学利用

特別支援学校等への通学(ただし、保護者が付き添えない場合に限りです)

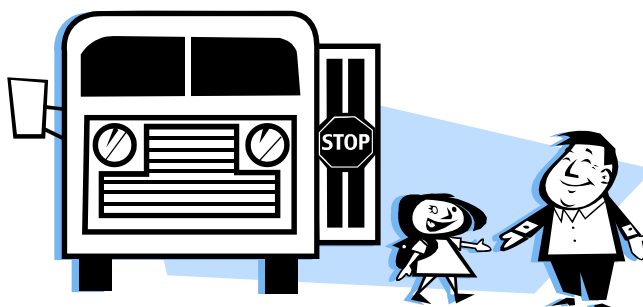
※通学先は、市立、県立、私立特別支援学校を問いません。また、個別支援学級及び普通学級に通学する障害児も利用対象となります(利用者の対象要件を確認してください)。

利用回数…**通学に必要な回数** ・利用者宅と通学先の間の片道を1回とします  
・1日2回まで利用可能(登校・下校)

★一般利用・通所利用・通学利用はそれぞれ併用可能です。

★一般利用と通所利用を併用する場合、ひと月に12回を超えて利用することはできません。1日の利用は併せて2回までです。

★1回ごとに「利用者証」に記入し、毎月の残り利用回数を把握してください。



## ガイドボランティア利用・活動における注意事項



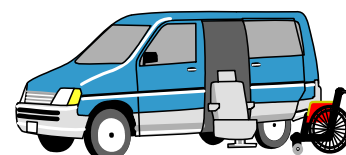
- ★ガイドボランティア利用者証の貸し借りや譲渡をしてはいけません。
- ★利用できる外出の範囲以外の利用や利用回数以上の利用を行った場合は、ガイドボランティア奨励金の支払い対象にはなりません。
- ★3親等以内の親族にガイドボランティアをしてもらうことはできません。
- ★ガイドヘルプやホームヘルプ（通院等介助など外出利用）のサービスを受けた際、そのヘルパーと同じ人に、連続してガイドボランティアとしてガイドをしてもらうことはできません。（連続していない場合や違う人であれば構いません）
- ★奨励金は、ガイドボランティア活動をした方にお支払いするものです。ガイドボランティア自身が事務取扱団体に実施報告を行い、報告に基づき事務取扱団体がガイドボランティア本人名義の口座に奨励金を振り込みます（事務取扱団体の指定する金融機関に限る）。
- ★利用者は、ガイドボランティアに対して、奨励金やその他の金品を要求したり受け取ったりしてはいけません。
- ★奨励金の支払いにあたり、ガイドボランティア利用と他の障害福祉サービス利用との重複や、ガイドヘルパーと同じ人が連続してガイドボランティアをしていないかなどを調査します。適正な実績報告であることが確認されない場合は、奨励金の支払いはできません。このため、実際の利用状況等を、利用者（またはご家族）・ガイドボランティアに直接確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ★不正利用や架空請求があった場合は、支払い済みの奨励金を返還していただきます。悪質な不正利用が確認された場合には、実名を公表する場合や法的措置をとる場合があります。
- ★不正利用や架空請求等が認められた場合は、それ以降のガイドボランティアの利用又はガイドボランティア活動はできません。

### 《車の利用について》

自家用車の利用に関しては、利用者とガイドボランティアの双方で、両者間の責任範囲を十分確認したうえで、使用してください。事務取扱団体が加入しているガイドボランティア事業に係る保険では、自家用車使用時の事故に対する賠償保険が適用されませんので、使用する自家用車が任意保険（搭乗者に対する保険を含む）に加入していることなどを事前にご確認ください。

なお、横浜市及び事務取扱団体は、自家用車使用における事故については責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。また、自家用車の使用の有無にかかわらず、奨励金の額は変わりません。

※通学・通所利用の場合の交通費は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となりますので、自家用車使用時には対象となりません。



## ガイドボランティア利用者証（利用者の方へ）

- ★ ガイドボランティア利用者証は、横浜市障害者ガイドボランティア事業を利用するとき  
に使用します。ガイドボランティアによるガイドを受けるときは、必ずこの**利用者証**  
**をガイドボランティアに提示**してください。有効期間を過ぎた利用者証を使用するこ  
とはできません。
- ★ 「利用者証」は有効期間終了後に、**利用者が事務取扱団体に返却**します（返却にかか  
る送料は利用者負担）。「利用者証」の返送がない場合は、次年度の利用ができない場合  
がありますので、**大切に保管し、必ず返却**してください。
- ★ 利用者証の利用者情報欄（1面）に、事前に利用者情報（住所・氏名・生年月日・性別）  
を記入します。この利用者情報に変更があった場合は、すみやかに事務取扱団体に届け  
出てください（利用者証の利用者番号、障害種別、有効期間、事務取扱団体名、交付年  
月日は事務取扱団体で記入します）
- ★ 利用者証には、一般・通所利用者用と通学利用者用があります。**通学利用をする場合  
には、通学利用者用の利用者証が必要**となります。
- ★ 通学用の利用者証は、4～9月分と10～3月分にわかれています。**10月以降の新  
しい利用者証は改めて事務取扱団体が交付**します。

### 「利用者証」利用者情報欄（1面）

別紙1(第2条第2項)[一般・通所利用者用] (1面)	
<b>横浜市ガイドボランティア利用者証</b>	
利用者番号	年度用
受給者番号	
利用者	住所
	フリガナ
	氏名
	※児童の場合：保護者名（ ）
生年月日	T・S・H 年 月 日 性別 男・女
障害種別	視覚・全身性・知的・精神 <small>(透析有・無)</small> <small>(2人付有・無)</small>
有効期間	交付年月日～平成 年 月 日
事務取扱団体名	(電話： FAX： )
交付年月日	平成 年 月 日

事務取扱団体が記入します。

① 障害福祉サービスの受給者証の番号を記入します。

② 住所を記入します。

③ 氏名(フリガナ)を記入します。

※児童の場合は保護者名を( )内に記入します。

④ 生年月日・性別を記入します。

(T=大正・S=昭和・H=平成)

(性別は男・女のいずれかに○をします。)

事務取扱団体が記入します。

## 利用者証の記入方法 (ガイドボランティアの方へ)

ガイド終了後、利用者証の利用確認欄(5~16面)へ必要事項を記入します。

### (1) 一般・通所利用者用

記入はボランティア押印欄に記載されている番号順(1~12)に行い、ガイドボランティアの押印を受けてください。1日に2回利用した場合は、2か所に記入します。

〔必要事項〕

- ①日付(曜日) ……………ガイドを実施した日付を、その月の利用者確認欄に順番に記入します。
- ②利用種別 ……………一般利用か通所利用のいずれかに○を付けます。
- ③ガイドボランティアの押印……必ずガイドボランティア本人が押印します(自筆での署名も可)。

### 〔記入例〕

利用確認欄 (5面)			
4月			
日付(曜日)	ボランティア 利用種別	日付(曜日)	ボランティア 利用種別
3日(土)	一般・通所 横浜	30日(金)	一般・通所 港
9日(金)	一般・通所 横浜	日( )	一般・通所 8
15日(木)	一般・通所 港	日( )	一般・通所 9
15日(木)	一般・通所 横浜太郎	日( )	一般・通所 10
19日(月)	一般・通所 横浜太郎	日( )	一般・通所 11
21日(水)	一般・通所 港花子	日( )	一般・通所 12

該当する月の利用確認欄に、日付と曜日を記入します。

ボランティアが押印します。  
※自筆での署名も可

一般利用か通所利用の  
いずれかに○をつけます。

ガイドボランティアは1日に2回  
まで利用可能です。2回利用の  
場合は、2か所に記入します。

※「外出目的」や「具体的な外出先」はガイドボランティアが『実施報告書』に記入します。

※ 視覚障害の方が利用する場合は、利用回数を触手で確認できるよう、ボランティア押印欄付近にシールを貼るなどの工夫をお願いします。

### ★利用者証の折りたたみ方法 (一般・通所利用者用)



「ガイドボランティア利用者証」はB4サイズの内紙を折りたたんで作成した冊子型になっています。

9月が終了したら利用者証を広げて裏返して使用してください。

## (2) 通学利用者用

利用した日の欄に、曜日を記入し、登校または下校の利用したほうの欄に、ガイドボランティアの押印を受けてください。1日に登校・下校で2回利用した場合は、2か所に記入します。

### 〔記入例〕

利用確認欄 (4面)				利用確認欄 (5面)			
4月							
日付 (曜日)	ボランティア 押印欄	日付 (曜日)	ボランティア 押印欄	日付 (曜日)	ボランティア 押印欄	日付 (曜日)	ボランティア 押印欄
1日 ( )	登校	2日 ( )	登校	3日 ( )	登校	4日 ( )	登校
6日 ( )	登校	7日 ( )	登校	8日 ( )	登校	9日 ( )	登校
11日 ( )	登校	12日 ( )	横浜 港	13日 ( )	登校	14日 ( )	登校
16日 ( )	登校	17日 ( )	登校	18日 ( )	登校	19日 ( )	登校
21日 (水)	横浜 港	22日 ( )	登校	23日 ( )	登校	24日 ( )	登校
26日 ( )	登校	27日 ( )	登校	28日 ( )	登校	29日 ( )	登校
30日 ( )	登校	31日 ( )	登校	1日 (日)	登校	2日 (月)	登校

4月			
日付 (曜日)	ボランティア 押印欄	日付 (曜日)	ボランティア 押印欄
1日 (日)	港	7日 ( )	一般・通所
15日 (木)	港	8日 ( )	一般・通所
3日 ( )	一般・通所	9日 ( )	一般・通所
4日 ( )	一般・通所	10日 ( )	一般・通所
5日 ( )	一般・通所	11日 ( )	一般・通所
6日 ( )	一般・通所	12日 ( )	一般・通所

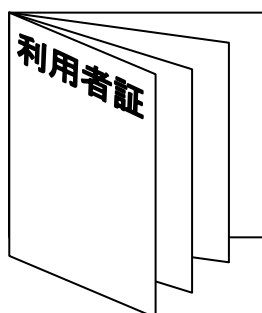
ガイドボランティアは1日に登校・下校で1回ずつ利用可能です。

ボランティアが押印します。  
※自筆での署名も可

利用した日の曜日を記入します

一般・通所利用時はこちらの欄を利用してください。記入方法は、一般・通所利用者用と同じです。

## ★利用者証の折りたたみ方法 (通学利用者用)



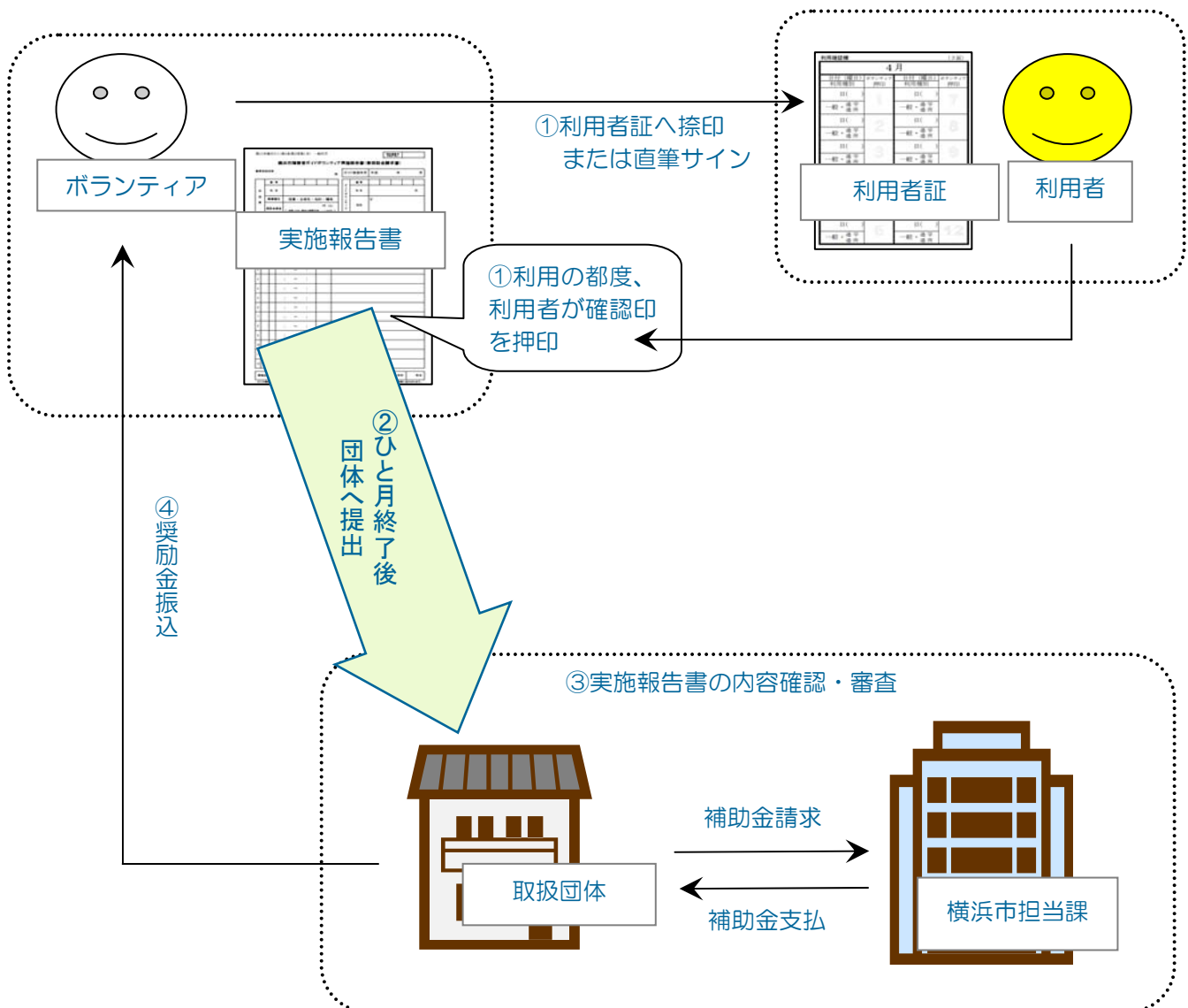
「ガイドボランティア利用者証」はB4サイズ of 用紙を折りたたんで作成した冊子型になっています。

5月が終了したら利用者証を広げて裏返して使用してください。10月の利用開始前に、事務取扱団体から10月～3月分の利用者証の交付を受けてください。

## ガイド終了後～奨励金の支払いまで

### 【一般利用・通所利用について】

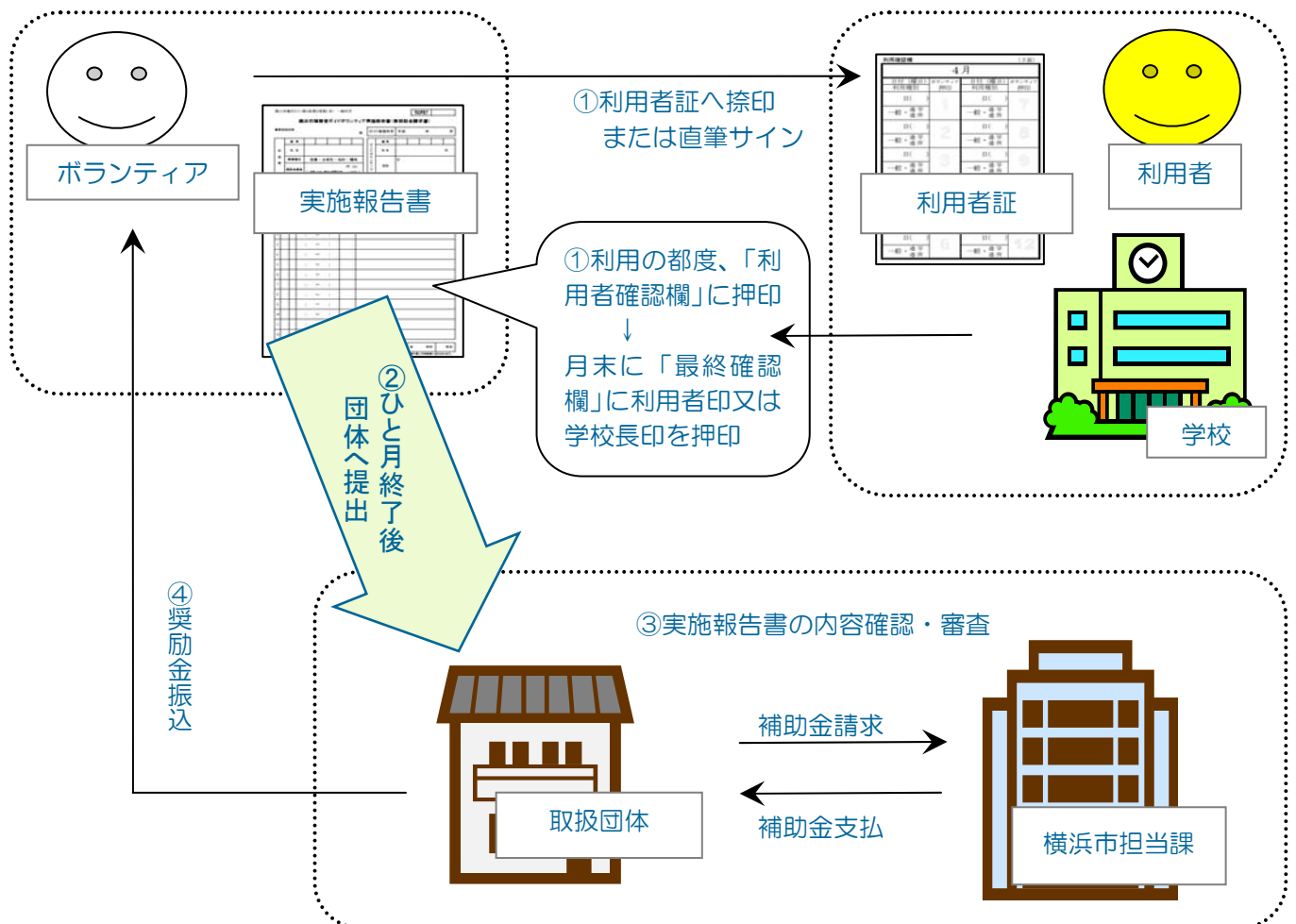
- ① 1回のガイド活動が終了したら、ガイドボランティアは、利用者と実施内容を確認して、利用者証に押印（又は署名）をし、実施報告書に必要事項を記入します。  
利用者は、実施報告書の「利用確認欄」に押印してください（できる限り1回ごと）。
- ② ひと月が終了したら、ガイドボランティアは**実施報告書を翌月10日までに**事務取扱団体に郵送又は持参します（送付等にかかる費用はガイドボランティアが負担）。
- ③ 事務取扱団体及び横浜市担当課で、実施報告書のガイド内容等を確認・審査します（必要に応じて利用者又はガイドボランティアに直接、実態確認を行います）。
- ④ 事務取扱団体は、実施報告書に基づいて、ガイドボランティアに奨励金を支払います（指定金融機関の本人名義の口座へ振込）。



## 【通学利用について】

- ① 1回のガイド活動が終了したら、ガイドボランティアは、利用者と実施内容を確認して、利用者証に押印（又は署名）をし、実施報告書に必要事項を記入します。  
 利用者は、実施報告書の「利用確認欄」に押印し（できる限り1回ごと）、月末に実施報告書の「最終確認欄」に利用者印（又は学校長印）を押印します。
- ② ひと月が終了したら、ガイドボランティアは**実施報告書を翌月10日までに**実施報告書を事務取扱団体に郵送又は持参します（送付等にかかる費用はガイドボランティアが負担）。
- ③ 事務取扱団体及び横浜市担当課で、実施報告書のガイド内容等を確認・審査します（必要に応じて利用者又はガイドボランティアに直接、実態確認を行います）。
- ④ 事務取扱団体は、実施報告書に基づいて、ガイドボランティアに奨励金を支払います（指定金融機関の本人名義の口座へ振込）。

※実施報告書の確認方法や、利用者確認欄・最終確認欄の押印など、通学経路や通学先の学校によって取り扱いが異なる場合があります。詳しくは事務取扱団体にご確認ください。



# ガイドボランティア実施報告書の記入方法

★ガイドボランティア活動を実施したら、ガイドボランティアは必ずこの実施報告書に記入をしてください。

★実施報告書は、外出種別ごとに「一般・通所利用」と「通学利用」の2種類があります。

★実施報告書は、ガイド実施月ごと、利用者ごと、外出種別ごと、に1枚ずつ作成します。

(例) 4月に利用者Aさんに対して、ガイドボランティアBさんが次のガイドを実施

- ①一般利用3回と通所利用2回：「一般・通所利用」の実施報告書に5回分を記入
- ②通学利用4回：「通学利用」の実施報告書に4回分を記入

①②の2種類の報告書を作成

## 〔一般・通所利用の実施報告書の記入例〕

別紙3(第5条6項)標準様式

報告書番号  
※団体が記入

### 横浜市障害者ガイドボランティア実施報告書

一般利用/通所利用 (○月分) 事務取扱団体: **横浜〇〇会**

利用者	番号	9 9 9 9 9 9					種別	1 視覚的	2 全身性	ボランティア	番号	8 8 8 8 8 8				
	氏名	横浜 太郎					二人対応	有・無	透折対応		有・無	氏名	移動 花子 <del>移動</del>			

一般利用	1	日常生活上必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>役所での手続き・相談など</li> <li>医療機関への通院・手続き・相談など</li> <li>家計・財産・住宅に関する手続き・相談など</li> <li>日常生活上必要な買物</li> <li>健康・衛生維持のための散歩・理容・美容</li> </ul>	2	社会参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>冠婚葬祭、家族の学校等の行事参加</li> <li>行政機関が主催・共催・後援の各種行事等</li> <li>就職活動、学校受験</li> <li>身体障害者社会参加支援施設での活動</li> <li>情報障害を解消するための活動</li> <li>障害者団体の活動</li> </ul>
------	---	---------	--	---	--------	---

通所利用施設名	3	作業所よこはま	4		5	
---------	---	---------	---	--	---	--

回数	日付	曜日	開始時間 ~ 終了時間	目的番号	主な行き先 (通所利用の場合は交通費の発生する経路)	交通費 ※通所利用	利用 確認欄
①	1日		10:00 ~ 12:00	1	スーパーよこはま	円	横浜
②	3火		9:10 ~ 9:30	3	間内~横浜駅 (JR・往復)	260円	横浜
③						円	
④						円	
⑤						円	
⑥						円	
⑦						円	
⑧						円	
⑨						円	
⑩						円	
⑪						円	
⑫						円	

一般利用は、目的によって上記の1又は2の目的番号を、通所の場合は通所利用施設名の番号を記入してください。

通所の交通費の支払い対象は、ボランティア自宅から利用者宅までと、通所先からボランティア宅までの実費です。  
具体的な駅名・バス停名、利用交通機関名を記入してください。

活動の都度、利用者の確認印をもらってください。

### 記載例

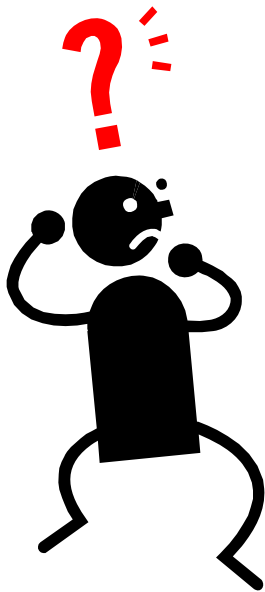
一般利用の 合計回数を記入	1	×	1回あたりの 奨励金 1,450円	A 一般利用奨励金計	1900円	通所	1	×	1回あたりの 奨励金 500円	交通費計	260円	B 通所利用奨励金計	760円
				全身性は1900円、それ以外は1450円です。						交通費と奨励金を合わせた金額を記入			
											請求額合計 (A + B)	2660円	

※毎月10日までに、この実施報告書を事務取扱団体にお届けください。  
※この実施報告書は、奨励金の支払審査事務や、利用確認のためなどに使用します。



# 障害者ガイドボランティア

## 事業に係る Q&A



**Q1: なぜ対象要件や外出先が細かく  
決められているのですか？**

ボランティア行為ではありますが、障害者福祉を目的として公費による補助が行われているということを踏まえ、「社会通念上適当であるか」「障害特性ゆえに外出支援の必要性が認められるかどうか」といった観点から判断し、補助対象となる要件を定めています。

原則として一日の範囲内であって、保護者等の適当な付添いが得られない場合に限りません。

**Q2: 適当な付添いが得られない場合とは、  
どんな場合ですか？**

保護者等の就労、通院、他の家族の介護、冠婚葬祭などの社会的  
事由が対象です。

また、移動支援事業（ガイドヘルプ）とは違い、体調が悪い等の  
理由により1日だけ利用したい、といった短期間の利用も可能です。

**Q3: 移動支援事業（ガイドヘルプ）とは、  
何が違うのですか？**

ガイドボランティアは、専門資格の有無に依らない、一般市民に  
よる共助の活動（ボランティア活動）です。

移動支援事業は、都道府県認定のガイドヘルパー講習等（障害種  
別による）を修了した専門資格所持者による移動支援サービスです。  
区への申請によるサービス支給決定及びサービス提供事業者との契  
約が必要となります。なお、通学・通所には利用できません。

**Q4: ガイドボランティアになるには、  
何か資格が必要ですか？**

18歳以上で障害者福祉に理解と熱意をお持ちの方であれば、特別な資格は必要ありませんが、事務取扱団体への登録が必要です。

また、ガイドボランティア向けの研修により、ガイドに関する基礎知識の習得や実習等による技術の向上を図っています。

適正な活動や正しい実績報告等が見込めない場合は、登録をお断りする場合があります。

**Q5: 何人かの利用者を、ボランティア1人で  
ガイドしてもらうことはできますか？**

原則として、1対1でのガイドをお願いします。

ただし、利用者、ボランティア双方で、ガイド中の危険がないように十分な事前相談及び納得ができていれば、ボランティア1名につき利用者3名までの支援を可能としています。

その場合、ボランティアには利用者人数分の奨励金が支払われますが、交通費は1回分の支払い（上限800円／回）となります。

## Q6: 児童の年齢要件はありますか？

特に定めていませんが、ガイドボランティア事業は、障害特性により外出時の支援が必要な障害者に対するの制度です。

未就学児の外出に際しては、障害の有無に関わらず保護者が付き添うことが想定されますので、原則としてガイドボランティア事業の対象とはなりません。

## Q7: 車を利用した場合、福祉有償運送や福祉タクシー券との併用はできますか？

ガイドボランティア、福祉有償運送及び福祉タクシー券全てを併用することはできません。いずれか2つまでの利用は可能な場合があります。

ガイドボランティア	福祉有償運送	福祉タクシー券	併用	
利用する	利用する	利用しない	○	事務取扱団体が実施する福祉有償運送を利用
利用する	利用しない	利用する	○	ガイドボランティアと一般タクシーに乗り、タクシー券を利用
利用しない	利用する	利用する	○	福祉有償運送利用時にタクシー券を利用
利用する	利用する	利用する	×	事務取扱団体が実施する福祉有償運送利用時に、タクシー券も利用するのは不可※

※ガイドボランティアとは別のドライバーが運転する福祉有償運送を利用する場合は、タクシー券併用可能。

★一般利用について

**Q8: 余暇は使えないということですが、  
社会参加は認められないのですか？**

原則として、余暇を目的とする外出については補助金交付の対象とはしていません。

ただし、社会参加促進の観点から、行政主催の行事や研修会、障害者施設等の利用、冠婚葬祭、利益を目的としない障害者団体活動などのための外出時には対象となります。

★一般利用について

**Q9: 障害者団体活動として補助対象となる  
範囲はどこまでですか？**

障害当事者で構成されている障害者の団体活動のうち、障害者福祉の推進を目的とした会議や研修に参加する場合は、補助対象となります。

ただし、親睦旅行など、余暇や親睦を目的とする場合を除きます。

★一般利用について

**Q10: 懇親会参加や知人のお見舞いに行く場合は補助対象になりますか？**

余暇や親睦を目的とする場合は補助対象とはなりません。

なお、余暇目的の外出については、移動支援事業（ガイドヘルプ）の利用が可能ですが、居住区への支給決定申請が必要となりますので、詳しくは区福祉保健センターへご相談ください。

★一般利用について

**Q11: 身体障害者社会参加支援施設とは  
どういう施設ですか？**

身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設です。

横浜ラポール、横浜あゆみ荘、県ライトセンター、点字図書館などが含まれます。



★通学利用について

**Q14: 夏休み中のクラブ活動や、修学旅行等で  
学校以外の場所に行く場合、通学利用として  
補助対象になりますか？**

学校カリキュラムの一環と認められる場合は、通学利用として補助対象となります。

なお、フリースクール等、学校教育法に基づく学校以外へ通う場合は、在籍学校において出席扱いと認められる場合に限り、通学利用として補助対象となります。在籍学校及び事務取扱団体にご相談ください。

★通学利用について

**Q15: 下に兄弟児がいて保護者が付添えない  
場合に、障害児の通学に付き添って  
もらうことはできますか？**

兄弟児がいるという理由のみでは、育児支援が必要と考えられるため、障害特性ゆえに支援が必要な状況とは認められません。

★通学利用について

**Q16: 高校生・大学生について、通学に  
付添ってもらうことはできますか？**

高校生以上については、通学方法も含めて検討したうえでの自由  
選択と考えられるため、原則として、補助対象とはなりません。

ただし、特別支援学校の高等部又は特別に支援を必要とする状況  
であると認められる場合には、補助対象となる可能性もありますの  
で、事務取扱団体にご相談ください。